

5位までに入線した馬の着順を
変更する可能性がある場合に
審議ランプを点灯します。

※6位以下に入線した馬が審議の対象の場合には、審議ランプは点灯しませんが、パトロールビデオやホームページなどでお知らせします。

その他審議ランプを点灯するケース

- 競走不成立の可能性がある場合
- 5位までの馬について他の出走馬関係者から「失格・降着の申立て」があった場合
- 5位までの馬が後検量で失格になる可能性がある場合
- 裁決委員が特に必要と認めた場合



Q いつからこの降着・失格のルールがスタートするのですか？

A 2013年1月からです。このルールによって、競走馬がレースで見せたパフォーマンス(成績)をより尊重することになり、シンプルで分かりやすいルールとなります。

Q 加害馬を降着とするかどうかは、誰がどのように判断するのですか？

A 加害馬・被害馬の着順、着差の他、脚勢や2頭がどのように走っていたなどを裁決委員が総合的に判断し、「走行妨害がなければ、被害馬が加害馬より先に入線していた」と判断した場合に、加害馬を降着とします。

Q 走行妨害とは関係のない馬との着順は判断のポイントになるのですか？

A 裁決委員は、加害馬と被害馬の関係だけで降着とするかどうかを判断しますので、他の馬の着順は関係ありません。

Q 走行妨害であっても降着とはならないケースがあるのですか？

A はい、走行妨害があっても降着になるケースとならないケースがあります。また、走行妨害で落馬しても失格とならないケースがあります。

Q 審議ランプの点灯は、なぜ5位までに入線した馬が対象の場合に限定されるのですか？

A 審議ランプは、お客様にレースが確定するまで勝馬投票券をお捨てにならないように注意していただくために点灯しますので、着順に変更の可能性がある場合に限定します。これにより、速やかなレースの確定と払い戻しを行い、円滑な競馬開催を目指します。なお、6位以下に入線した馬が対象の場合には審議ランプは点灯しませんが、パトロールビデオを放映したり、ホームページでお知らせします。



JRA

<http://jra.jp>



2013年1月スタート

どんなルール?

降着
失格



© 2003 SANRIO CO., LTD.



降 着

レース中に走行妨害があった場合、「**その走行妨害がなければ被害馬が加害馬より先に入線したいかどうか**」が判断ポイントになります。

- 走行妨害がなければ、加害馬より

被害馬が先着した

被害馬が先着したとはいえない

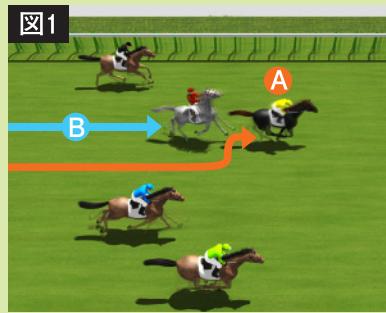
加害馬を
被害馬の後ろに
降着

到達順位どおり

※加害馬と被害馬の関係だけで裁決委員が判断します。
他の馬の着順は関係ありません。

降着となるパターン

【例えば…】
最後の直線コースでAがBの走行を妨害し、その影響で被害馬Bが大きく後れをとった(図1)。その後、被害馬Bは勢いよく追い上げたが、加害馬Aに僅かに届かなかった(図2)。

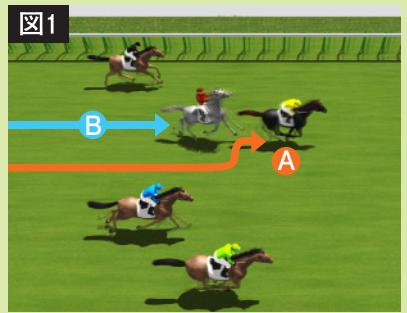


走行妨害がなければ、
BはAに先着したと判断
↓
降着



到達順位どおりとなるパターン

【例えば…】
AがBを追い抜く際にBの走行を妨害した(図1)。その後、被害馬Bは他の馬にも抜かれ、加害馬Aに大きく後れてゴールした(図2)。



失 格

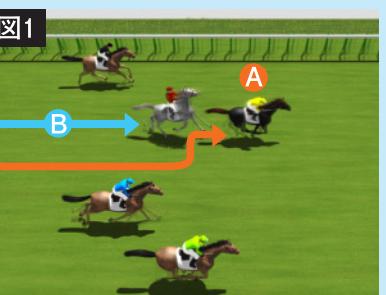
「被害馬が落馬」イコール「加害馬を失格」ではありません。「**下記の2つの条件をいずれも満たした場合**」加害馬が失格になります。

- 1 極めて悪質で、他の騎手や馬への危険な行為
- 2 競走に重大な支障を生じさせた場合

加害馬を失格

※①②両方の条件をいずれも満たしたと裁決委員が判断した場合に失格となります。走行妨害により被害馬の騎手が落馬・競走中止しただけでは失格にはなりません。

【例えば…】
Aの不注意により、
Bの走行を妨害した
(図1)。
その結果被害馬Bの
騎手は落馬し競走を
中止した(図2)。



失格基準に
該当しない
↓
**到達順位
どおり**

※この例では①②のいずれの条件にも該当しません。

競馬の安全とラフプレー防止のため、加害馬の騎手を厳正に制裁します。

降着や失格にならなかつた場合でも騎乗停止となるなど、加害馬の騎手に対しては、過失の程度に応じて厳正に制裁を科します。

10R 確定	1	> 1/2
I	1	> 1/2
II	7	> 2 1/2
III	11	> クビ
IV	14	> 1/2
V	4	> 1/2
芝	良	タイム 1:24.0
一	ト	4F 49.2
良	三	3F 36.8

